

# 奈良県国民保護計画の変更の概要について

## ○変更点

(1) 県の組織変更（令和6年4月1日）に伴う変更

(2) 安否省令の改正、災害対策基本法施行令の改正に伴う変更 等

# 奈良県国民保護計画の変更に係る新旧対照表

令和6年11月18日

## 1 県の組織変更（令和6年4月1日）に伴う変更

変 更 前	変 更 後								
<p>第2編 第1章 第1節 第2</p> <p>3 県の体制及び職員の参集基準等</p> <p>(1) 職員参集基準の表中</p> <table border="1" data-bbox="159 888 1064 1085"><thead><tr><th>体 制</th><th>参 集 基 準</th></tr></thead><tbody><tr><td>① 事態警戒体制A (危機管理監が設置、設置時は知事等に報告※)</td><td>防災統括室職員、消防救急課職員及び安全・安心まちづくり推進課職員並びに各部局主管課連絡員が所属執務室に参集</td></tr></tbody></table> <p>第3編 第1章 第1</p> <p>2 配備</p> <p>防災統括室職員、消防救急課職員及び安全・安心まちづくり推進課職員は、上記の情報を知った時は速やかに防災統括室に参集する。</p> <p>第3編 第1章 第2</p>	体 制	参 集 基 準	① 事態警戒体制A (危機管理監が設置、設置時は知事等に報告※)	防災統括室職員、消防救急課職員及び安全・安心まちづくり推進課職員並びに各部局主管課連絡員が所属執務室に参集	<p>第2編 第1章 第1節 第2</p> <p>3 県の体制及び職員の参集基準等</p> <p>(1) 職員参集基準の表中</p> <table border="1" data-bbox="1155 888 2060 1085"><thead><tr><th>体 制</th><th>参 集 基 準</th></tr></thead><tbody><tr><td>① 事態警戒体制A (危機管理監が設置、設置時は知事等に報告※)</td><td>防災統括室職員及び消防救急課職員並びに各部局主管課連絡員が所属執務室に参集</td></tr></tbody></table> <p>第3編 第1章 第1</p> <p>2 配備</p> <p>防災統括室職員及び消防救急課職員は、上記の情報を知った時は速やかに防災統括室に参集する。</p> <p>第3編 第1章 第2</p>	体 制	参 集 基 準	① 事態警戒体制A (危機管理監が設置、設置時は知事等に報告※)	防災統括室職員及び消防救急課職員並びに各部局主管課連絡員が所属執務室に参集
体 制	参 集 基 準								
① 事態警戒体制A (危機管理監が設置、設置時は知事等に報告※)	防災統括室職員、消防救急課職員及び安全・安心まちづくり推進課職員並びに各部局主管課連絡員が所属執務室に参集								
体 制	参 集 基 準								
① 事態警戒体制A (危機管理監が設置、設置時は知事等に報告※)	防災統括室職員及び消防救急課職員並びに各部局主管課連絡員が所属執務室に参集								

変 更 前	変 更 後
<p>3 事務分掌</p> <p>事態警戒体制の組織及び機能の表中</p> <div data-bbox="159 309 1050 505" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>危機管理監</p> <p>防災統括室</p> <p>消防救急課</p> <p><u>安全・安心まちづくり推進課</u></p> </div> <p>第3編 第2章 第1</p> <p>1 県対策本部を設置する場合には、次の手順により行う。</p> <p>(3) 県対策本部員及び県対策本部職員の参集</p> <p>県対策本部担当者（<u>防災統括室職員及び消防救急課職員並びに安全・安心まちづくり推進課職員</u>）は、県対策本部員、県対策本部職員等に対し、災害情報伝達ルート等を活用し、県対策本部に参集するよう連絡する。</p> <p>(4) 県対策本部の開設</p> <p>県対策本部担当者（<u>防災統括室職員及び消防救急課職員並びに安全・安心まちづくり推進課職員</u>）は、災害対策本部室に県対策本部を開設するとともに、県対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備をする。</p> <p>知事は、県対策本部を設置したときは、県議会に県対策本部を設置した旨を連絡する。</p> <p>また、県対策本部担当者（<u>防災統括室職員及び消防救急課職員並びに安全・安心まちづくり推進課職員</u>）は、直ちに、県内の市町村及び知事の指定した指定地方公共機関に対して、県対策本部を設置した旨を通知する。</p>	<p>3 事務分掌</p> <p>事態警戒体制の組織及び機能の表中</p> <div data-bbox="1155 309 2047 458" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>危機管理監</p> <p>防災統括室</p> <p>消防救急課</p> </div> <p>第3編 第2章 第1</p> <p>1 県対策本部を設置する場合には、次の手順により行う。</p> <p>(3) 県対策本部員及び県対策本部職員の参集</p> <p>県対策本部担当者（<u>防災統括室職員及び消防救急課職員</u>）は、県対策本部員、県対策本部職員等に対し、災害情報伝達ルート等を活用し、県対策本部に参集するよう連絡する。</p> <p>(4) 県対策本部の開設</p> <p>県対策本部担当者（<u>防災統括室職員及び消防救急課職員</u>）は、災害対策本部室に県対策本部を開設するとともに、県対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備をする。</p> <p>知事は、県対策本部を設置したときは、県議会に県対策本部を設置した旨を連絡する。</p> <p>また、県対策本部担当者（<u>防災統括室職員及び消防救急課職員</u>）は、直ちに、県内の市町村及び知事の指定した指定地方公共機関に対して、県対策本部を設置した旨を通知する。</p>

変 更 前

2 県対策本部の組織構成及び機能

県対策本部の組織及び機能の表中

県対策本部員

教育長

県警察本部長

危機管理監

総務部長

知事公室長

南部東部振興監

文化・教育・くらし創造部長

こども・女性局長

福祉医療部長

医療・介護保険局長

医療政策局長

水循環・森林・景観環境部長

産業・観光・雇用振興部長

観光局長

食と農の振興部長

県土マネジメント部長

政策統括官

地域デザイン推進局長

会計局長

水道局長

各部局

変 更 後

2 県対策本部の組織構成及び機能

県対策本部の組織及び機能の表中

県対策本部員

教育長

県警察本部長

危機管理監

総務部長

知事公室長

南部東部振興監

地域創造部長

こども・女性局長

福祉医療部長

医療・介護保険局長

医療政策局長

環境森林部長

産業部長

観光局長

食農部長

県土マネジメント部長

まちづくり推進局長

会計局長

水道局長

各部局

変 更 前		変 更 後	
総務部 知事公室 <u>文化・教育・暮らし創造部</u> こども・女性局 福祉医療部 医療・介護保険局 医療政策局 <u>水循環・森林・景観環境部</u> <u>産業・観光・雇用振興部</u> 観光局 <u>食と農の振興部</u> 県土マネジメント部 <u>地域デザイン推進局</u> 会計局 水道局		総務部 知事公室 <u>地域創造部</u> こども・女性局 福祉医療部 医療・介護保険局 医療政策局 <u>環境森林部</u> <u>産業部</u> 観光局 <u>食農部</u> 県土マネジメント部 <u>まちづくり推進局</u> 会計局 水道局	
2 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令の一部を改正する省令（平成 27 年総務省令第 76 号）の施行（平成 28 年 1 月 1 日 施行）に伴う変更			
変 更 前		変 更 後	
第 2 編 第 1 章 第 4 節 第 4 1 安否情報の種類及び報告様式 (1) 避難住民（負傷した住民も同様） ① 氏名 ② <u>ふりがな</u> ③ 出生の年月日		第 2 編 第 1 章 第 4 節 第 4 1 安否情報の種類及び報告様式 (1) 避難住民（負傷した住民も同様） ① 氏名 ② <u>フリガナ</u> ③ 出生の年月日	

変 更 前	変 更 後				
<p>④ 男女の別</p> <p>⑤ 住所</p> <p>⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）</p> <p>⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</p> <p>⑧ 居所</p> <p>⑨ 負傷又は疾病の状況</p> <p>⑩ <u>⑧及び⑨のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</u></p> <p>⑪ <u>親族・同居者・知人からの照会への回答希望の有無</u></p> <p>⑫ <u>親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表についての同意の有無</u></p> <p>(2) 死亡した住民（上記①～⑦に加えて）</p> <p>⑬ 死亡の日時、場所及び状況</p> <p>⑭ 遺体の安置場所</p> <p>⑮ <u>上記について、親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への配偶者又は直近の直系親族等からの同意の有無</u></p>	<p>④ 男女の別</p> <p>⑤ 住所 <u>（郵便番号を含む。）</u></p> <p>⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）</p> <p>⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</p> <p>⑧ <u>負傷（疾病）の該当</u></p> <p>⑨ 負傷又は疾病の状況</p> <p>⑩ <u>現在の居所</u></p> <p>⑪ <u>連絡先その他必要情報</u></p> <p>⑫ <u>親族・同居者からの照会に対する回答の希望</u></p> <p>⑬ <u>知人からの照会に対する回答の希望</u></p> <p>⑭ <u>親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表についての同意の有無</u></p> <p>(2) 死亡した住民（上記①～⑦に加えて）</p> <p>⑮ 死亡の日時、場所及び状況</p> <p>⑯ 遺体の安置場所</p> <p>⑰ <u>連絡先その他必要な情報</u></p> <p>⑱ <u>①～⑦及び⑮～⑰を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への配偶者又は直近の直系親族等からの同意の有無</u></p>				
<p>第3編 第6章</p> <p>安否情報収集・整理・提供の流れの表中</p> <table border="1" data-bbox="161 1324 1048 1420"> <tr> <td>収集項目</td> </tr> <tr> <td>1 避難住民（負傷した住民も同様）</td> </tr> </table>	収集項目	1 避難住民（負傷した住民も同様）	<p>第3編 第6章</p> <p>安否情報収集・整理・提供の流れの表中</p> <table border="1" data-bbox="1155 1324 2042 1420"> <tr> <td>収集項目</td> </tr> <tr> <td>1 避難住民（負傷した住民も同様）</td> </tr> </table>	収集項目	1 避難住民（負傷した住民も同様）
収集項目					
1 避難住民（負傷した住民も同様）					
収集項目					
1 避難住民（負傷した住民も同様）					

変 更 前

変 更 後

- ① 氏名
  - ② ふりがな
  - ③ 出生の年月日
  - ④ 男女の別
  - ⑤ 住所
  - ⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
  - ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
  - ⑧ 居所
  - ⑨ 負傷又は疾病の状況
  - ⑩ ⑧及び⑨のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
  - ⑪ 親族・同居者・知人からの照会への回答希望の有無
  - ⑫ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表についての同意の有無
- 2 死亡した住民（上記①～⑦に加えて）
- ⑬ 死亡の日時、場所及び状況
  - ⑭ 遺体の安置場所
  - ⑮ 上記について、親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への配偶者又は直近の直系親族等からの同意の有無

- ① 氏名
  - ② フリガナ
  - ③ 出生の年月日
  - ④ 男女の別
  - ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
  - ⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
  - ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
  - ⑧ 負傷（疾病）の該当
  - ⑨ 負傷又は疾病の状況
  - ⑩ 現在の居所
  - ⑪ 連絡先その他必要情報
  - ⑫ 親族・同居者からの照会に対する回答の希望
  - ⑬ 知人からの照会に対する回答の希望
  - ⑭ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表についての同意の有無
- 2 死亡した住民（上記①～⑦に加えて）
- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
  - ⑯ 遺体の安置場所
  - ⑰ 連絡先その他必要な情報
  - ⑱ ①～⑦及び⑮～⑰を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への配偶者又は直近の直系親族等からの同意の有無

3 災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第180号）の施行（令和5年9月1日）に伴う変更	
変 更 前	変 更 後
<p>第2編 第2章 第4</p> <p>3 緊急通行車両に係る確認手続</p> <p>県警察は、武力攻撃事態等において、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、<u>事前届出・確認制度の整備を図る。</u></p>	<p>第2編 第2章 第4</p> <p>3 緊急通行車両に係る確認手続</p> <p>県警察は、武力攻撃事態等において、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、<u>確認制度の整備を図る。</u></p>
4 統計数値等の時点修正に伴う変更	
変 更 前	変 更 後
<p>第1編 第4章</p> <p>3 人口分布</p> <p>国勢調査による県内の<u>平成27年</u>10月1日現在の人口は<u>1,364,316</u>人で、約9割が県の北西部に集中している。同調査による県人口の年齢構成は、</p> <p>年少人口（15歳未満人口）</p> <p><u>168,970</u>人（県人口の<u>12.5%</u>）</p> <p>生産年齢人口（15歳以上65歳未満人口）</p> <p><u>796,552</u>人（県人口の<u>58.8%</u>）</p> <p><u>老年</u>人口（65歳以上人口）</p> <p><u>388,614</u>人（県人口の<u>28.7%</u>）</p> <p>となっている。<u>（年齢不詳があるため、総数とは一致しない。）</u></p> <p>また、本県の昼夜間人口比率（常住人口100人当たりの昼間人口の割合）は<u>90.0</u>で、埼玉県、千葉県に次いで<u>3</u>番目の低さにある。</p> <p>昼間に県外へ流出する人口の内訳は、通勤のため<u>165,255</u>人、通学のため</p>	<p>第1編 第4章</p> <p>3 人口分布</p> <p>国勢調査による県内の<u>令和2年</u>10月1日現在の人口は<u>1,324,473</u>人で、約9割が県の北西部に集中している。同調査による県人口の年齢構成は、</p> <p>年少人口（15歳未満人口）</p> <p><u>154,836</u>人（県人口の<u>11.7%</u>）</p> <p>生産年齢人口（15歳以上65歳未満人口）</p> <p><u>749,514</u>人（県人口の<u>56.6%</u>）</p> <p><u>老齡</u>人口（65歳以上人口）</p> <p><u>420,123</u>人（県人口の<u>31.7%</u>）</p> <p>となっている。</p> <p>また、本県の昼夜間人口比率（常住人口100人当たりの昼間人口の割合）は<u>90.2</u>で、埼玉県、千葉県、<u>神奈川県</u>に次いで<u>4</u>番目の低さにある。</p> <p>昼間に県外へ流出する人口の内訳は、通勤のため<u>169,870</u>人、通学のため</p>

変 更 前	変 更 後
<p>28,852人となっており、京阪神大都市圏の近隣県としてベッドタウン的な側面を持っているといえる。</p> <p>国民保護措置の実施にあたっては、この昼夜間人口の違いに十分留意しなければならない。</p> <p>市町村別人口密度は、図4のとおりである。</p> <p>4 道路の位置等</p> <div data-bbox="161 552 1050 603" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>図5 奈良県の幹線道路網（平成30年10月現在）</p> </div>	<p>25,453人となっており、京阪神大都市圏の近隣県としてベッドタウン的な側面を持っているといえる。</p> <p>国民保護措置の実施にあたっては、この昼夜間人口の違いに十分留意しなければならない。</p> <p>市町村別人口密度は、図4のとおりである。</p> <p>4 道路の位置等</p> <div data-bbox="1155 552 2045 603" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>図5 奈良県の幹線道路網（令和6年8月現在）</p> </div>
<p>5 その他、記述の整理に伴う変更</p>	
変 更 前	変 更 後
<p>第1編 第4章</p> <p>1 地形</p> <p>(略)</p> <p>大阪府と奈良県の府県境付近の大和川が大阪平野に抜けようとする狭窄部に「亀の瀬」と呼ばれる地区があり、明治以降3度（明治36年7月、昭和6～8年、昭和42年2月）にわたり大規模な地すべりが発生している。仮に同地区で地すべりが発生し、15mの高さでせき止められ、大和川が完全に閉塞した場合、奈良県側は総面積約600ha、4,700世帯以上の住民、650以上の会社、230ha以上の田畑が浸水することになると予想されている（国土交通省近畿地方整備局ホームページより）が、平成26年8月現在、国土交通省近畿地方整備局による地すべり対策工事が管理用道路等を除き完了している。</p> <p>(略)</p>	<p>第1編 第4章</p> <p>1 地形</p> <p>(略)</p> <p>大阪府と奈良県の府県境付近の大和川が大阪平野に抜けようとする狭窄部に「亀の瀬」と呼ばれる地区があり、明治以降3度（明治36年7月、昭和6～8年、昭和42年2月）にわたり大規模な地すべりが発生している。仮に同地区で地すべりが発生し、15mの高さでせき止められ、大和川が完全に閉塞した場合、奈良県側は総面積約600ha、4,700世帯以上の住民、650以上の会社、230ha以上の田畑が浸水することになると予想されており（国土交通省近畿地方整備局ホームページより）、国土交通省近畿地方整備局による地すべり対策工事が進められている。</p> <p>(略)</p>

変 更 前	変 更 後
<p>第2編 第2章 第3</p> <p>4 輸送力の確保に関する体制の整備</p> <p>県は、奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編第3章第<u>20</u>節 緊急輸送計画）に準じて、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、近畿運輸局等及びその他運送関係機関と連携を図りながら、緊急輸送に必要な車両等の確保が円滑にできるよう体制の整備に努める。</p> <p>（略）</p>	<p>第2編 第2章 第3</p> <p>4 輸送力の確保に関する体制の整備</p> <p>県は、奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編第3章第<u>21</u>節 緊急輸送計画）に準じて、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、近畿運輸局等及びその他運送関係機関と連携を図りながら、緊急輸送に必要な車両等の確保が円滑にできるよう体制の整備に努める。</p> <p>（略）</p>
<p>第2編 第4章 第2</p> <p>1 防災のための備蓄との関係</p> <p>県は、住民の避難や避難住民等の救援の実施に当たり必要な物資及び資材で、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編第3章第<u>22</u>節 食料、生活必需品の供給計画参照）で定められている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえ、備蓄・整備に努める。</p>	<p>第2編 第4章 第2</p> <p>1 防災のための備蓄との関係</p> <p>県は、住民の避難や避難住民等の救援の実施に当たり必要な物資及び資材で、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編第3章第<u>23</u>節 食料、生活必需品の供給計画参照）で定められている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえ、備蓄・整備に努める。</p>
<p>第3編 第3章 第9</p> <p>2 ボランティア活動への支援等</p> <p>（略）</p> <p>また、県は、安全の確保が十分であると判断した場合には、奈良県地域防災計画（地震編第3章第<u>32</u>節 ボランティア活動支援計画）に準じて、円滑なボランティア活動が行われるようその支援に努める。</p> <p>3 民間からの救援物資の受入れ等</p> <p>県は、関係機関等の協力を得ながら国民、企業等からの救援物資について受</p>	<p>第3編 第3章 第9</p> <p>2 ボランティア活動への支援等</p> <p>（略）</p> <p>また、県は、安全の確保が十分であると判断した場合には、奈良県地域防災計画（地震編第3章第<u>33</u>節 ボランティア活動支援計画）に準じて、円滑なボランティア活動が行われるようその支援に努める。</p> <p>3 民間からの救援物資の受入れ等</p> <p>県は、関係機関等の協力を得ながら国民、企業等からの救援物資について受</p>

変 更 前	変 更 後
<p>入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部及び国の対策本部を通じて国民に公表する。また、奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編第3章第2.2節 食料、生活必需品の供給計画）に準じて、救援物資の受け入れ、記録、仕分け、梱包、搬送等を実施するための体制の整備を図る。</p> <p>第3編 第4章 第2節 第2</p> <p>1 住民に対する避難の指示</p> <p>(3) その他避難の指示を行うに際しては、下記について留意するものとする。</p> <p>② 動物の保護等に関する配慮</p> <p>県は、国（環境省、農林水産省等）が別途示す「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」（資料編参照）を踏まえ、奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編第3章第2.4節 防疫、保健衛生計画）に定めるペットの収容対策その他所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>第3編 第5章 第1</p> <p>1 救援の実施</p> <p>（略）</p> <p>なお、救援に関する人員及び物資の輸送にあたっては、奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編第3章第2.0節 緊急輸送計画）に準じて実施するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第3編 第5章 第3</p> <p>3 救援の内容</p>	<p>入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部及び国の対策本部を通じて国民に公表する。また、奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編第3章第2.3節 食料、生活必需品の供給計画）に準じて、救援物資の受け入れ、記録、仕分け、梱包、搬送等を実施するための体制の整備を図る。</p> <p>第3編 第4章 第2節 第2</p> <p>1 住民に対する避難の指示</p> <p>(3) その他避難の指示を行うに際しては、下記について留意するものとする。</p> <p>② 動物の保護等に関する配慮</p> <p>県は、国（環境省、農林水産省等）が別途示す「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」（資料編参照）を踏まえ、奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編第3章第2.5節 防疫、保健衛生計画）に定めるペットの収容対策その他所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>第3編 第5章 第1</p> <p>1 救援の実施</p> <p>（略）</p> <p>なお、救援に関する人員及び物資の輸送にあたっては、奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編第3章第2.1節 緊急輸送計画）に準じて実施するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第3編 第5章 第3</p> <p>3 救援の内容</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与  奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編第3章第<u>2.2</u>節 食料、生活必需品の供給計画、第<u>2.3</u>節 給水計画）に準じて行うほか、次の点に留意する。</p> <p>(3) 医療の提供及び助産  奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編第3章第<u>1.9</u>節 保健医療活動計画）に準じて実施するほか、次の点に留意する。</p> <p>(5) 埋葬及び火葬  武力攻撃災害の際に死亡した者の遺体が葬られないまま放置されるのを防ぐために応急的に行うものであり、実施にあたっては、奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編第3章第<u>2.5</u>節 遺体の火葬等計画）に準じて行うほか、次の点に留意する。</p> <p>(8) 学用品の給与  奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編第3章第<u>2.9</u>節 文教対策計画）に準じて行うほか、次の点に留意する。</p>	<p>(2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与  奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編第3章第<u>2.3</u>節 食料、生活必需品の供給計画、第<u>2.4</u>節 給水計画）に準じて行うほか、次の点に留意する。</p> <p>(3) 医療の提供及び助産  奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編第3章第<u>2.0</u>節 保健医療活動計画）に準じて実施するほか、次の点に留意する。</p> <p>(5) 埋葬及び火葬  武力攻撃災害の際に死亡した者の遺体が葬られないまま放置されるのを防ぐために応急的に行うものであり、実施にあたっては、奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編第3章第<u>2.6</u>節 遺体の火葬等計画）に準じて行うほか、次の点に留意する。</p> <p>(8) 学用品の給与  奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編第3章第<u>3.0</u>節 文教対策計画）に準じて行うほか、次の点に留意する。</p>
<p>第3編 第7章 第2節 第2  奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編第3章第<u>4.0</u>節 原子力災害応急対策）に準じて対処するものとする。</p>	<p>第3編 第7章 第2節 第2  奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編第3章第<u>4.1</u>節 原子力災害応急対策）に準じて対処するものとする。</p>
<p>第3編 第9章 第1  県は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画（水害・土砂災害等編第3章第<u>2.4</u>節 防疫、保健衛生</p>	<p>第3編 第9章 第1  県は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、<u>奈良県</u>地域防災計画（水害・土砂災害等編第3章第<u>2.5</u>節 防疫、保</p>

変 更 前	変 更 後
<p>計画) に準じて行うほか、次に掲げる措置を実施するよう努める。</p> <p>第3編 第9章 第3 3 復旧について</p> <p>県は、武力攻撃災害により発生した文化財の被害については、奈良県地域防災計画(地震編第3章第<u>3_5</u>節 文化財災害応急対策)に準じて復旧の対策を講じる。</p> <p>第3編 第10章 第2 1 被災児童生徒等に対する教育</p> <p>県及び県教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、奈良県地域防災計画(水害・土砂災害等編第3章第<u>2_9</u>節 文教対策計画)に準じて、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。</p> <p>第3編 第10章 第3 1 県による生活基盤等の確保</p> <p>(1) 水道用水供給事業者である県は、水を安定的かつ適切に供給するために、奈良県地域防災計画(地震編第3章第<u>1_8</u>節 ライフライン施設の災害応急対策計画)に準じて必要な措置を講ずる。</p>	<p>健衛生計画) に準じて行うほか、次に掲げる措置を実施するよう努める。</p> <p>第3編 第9章 第3 3 復旧について</p> <p>県は、武力攻撃災害により発生した文化財の被害については、奈良県地域防災計画(地震編第3章第<u>3_6</u>節 文化財災害応急対策)に準じて復旧の対策を講じる。</p> <p>第3編 第10章 第2 1 被災児童生徒等に対する教育</p> <p>県及び県教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、奈良県地域防災計画(水害・土砂災害等編第3章第<u>3_0</u>節 文教対策計画)に準じて、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。</p> <p>第3編 第10章 第3 1 県による生活基盤等の確保</p> <p>(1) 水道用水供給事業者である県は、水を安定的かつ適切に供給するために、奈良県地域防災計画(地震編第3章第<u>1_9</u>節 ライフライン施設の災害応急対策計画)に準じて必要な措置を講ずる。</p>